



平成30年12月14日
内閣府（防災担当）

平成30年台風第24号による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（鹿児島県）

- 平成30年台風第24号による災害について、鹿児島県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

| 該当区域 | 発生日 | 適用基準 (支援法施行令) | 住宅被害(世帯) | | |
|-----------------------------|-------|------------------|----------|----|------|
| | | | 全壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| 大島郡徳之島町 (おおしまぐんとくのしまちょう) | 9月29日 | 第1条第4号 | 6 | — | — |
| 大島郡天城町 (おおしまぐんあまぎちょう) | 9月29日 | 第1条第4号 | 6 | — | — |
| 大島郡伊仙町 (おおしまぐんいせんちょう) | 9月29日 | 第1条第2号 | 13以上 | — | — |
| 大島郡与論町 (おおしまぐんよろんちょう) | 9月29日 | 第1条第4号 | 8 | — | — |

注：上記の数値は平成30年12月12日（水）15時14分現在の鹿児島県からの報告による。同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）及び第4号（支援法施行令第1条第1号又は第2号に規定する被害が発生した都道府県内の他の市町村で、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害）に該当することによる。

- ◆ 大島郡徳之島町の人口は11,160人、大島郡天城町の人口は5,975人、大島郡与論町の人口は5,186人（いずれも平成27年国勢調査による。）であり、人口10万人未満であることから、全壊5世帯以上で第4号に該当。

（鹿児島県においても同時発表。）

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付
横沢、上田
TEL 03-5253-2111（内線51403）
03-3501-5696（直通）